

価格統制と租税政策（上）

——傾斜生産方式を事例に——

ソボレフ ロマン

要 旨

本稿の目的は、戦後日本の復興過程とそれに伴う経済統制政策について批判的な再検討を行うことである。戦後、日本では戦争によって破壊された経済を再建するために、基礎生産財（石炭、鉄鋼など）の増産を目的とする傾斜生産政策が採用されたが、この傾斜生産は経済全体の統制を前提にしていた。この点に関して、まず、価格統制などに代表される当時の政策がソ連統制経済の手法を取り入れたとする議論が存在する。価格が統制され、戦前から閉鎖されていた証券取引所の再開について政府とGHQとの対立が続いていた状況の中で、通常の資本主義的なやり方によるこれらの部門への資金調達は困難であった。ゆえに、傾斜生産の展開に伴い強化された金融統制、資金計画、そして復興金融金庫の融資がこれらの企業への資金の重点的な配分を可能にしたわけである。また、復金の所要資金の大部分は日本銀行が引き受ける復金債の発行によって賄われた。この点を強調して、一般の国債発行がGHQによって禁じられた状況の下で、政府は復金を通じて公債を大量に発行し続けていたとする議論もある。

しかしながら、傾斜生産を伴った経済統制政策がソ連の経済統制と同様のものだったとすれば、金融統制と復金債に過度に依存する資金調達のやり方をどう説明するかという疑問が残る。問題は、ソ連の統制政策と日本のそれとが目的を同じにしながらも、その手法の面で根本的に異なっていたことにある。その相違は、日本の経済復興が前提としていた第一部門と第二部門間の価値再分配の機能に表れている。従来の研究ではこの点が見落とされている。日本の場合、ソ連とは異なり、歳入面において戦時期から企業の利潤統制が行なわれなかったうえ、部門間の再分配が主に価格補給金を通じて行なわれていたのである。傾斜生産政策における復金債への依存の主な原因はこの点にあったと思われる。本稿はこのような部門間の価値再分配のメカニズムを明らかにし、日本の経済統制の特徴を探るものである。

目 次

I. はじめに

II. 傾斜生産方式をめぐる理論的背景

1. 歳出予算と価格調整補給金
2. 「傾斜の理論」
3. ソ連の公定価格と取引税

III. 戦時日本における経済統制の展開と「経済新体制」

1. 国家総動員と「利潤統制」
2. 低物価政策の意義

3. 小括

(以下次号)

IV. 戦後の物価対策と財政

1. 公定価格と価格調整補給金
2. 歳入構造と部門間の価値再分配
3. 間接税の増徴
4. 法人税の改正と税収

V. おわりに

参考文献

I. はじめに

傾斜生産政策は、昭和22年に入ってから本格的に始まった。掘った石炭を鋳工業に投入し、それによって作られた鉄鋼をまた炭坑に投入することによって、石炭部門と鋳工業部門を計画的に成長させることがその目的であった。つまり、経済全体の復興の鍵となる第一部門¹⁾への資源・資金の集中、有沢広巳の言葉を借りれば、この重工業部門に向かって「経済全体を傾斜させる」必要があった。そのために、経済の計画化と組織化が必要だったのである²⁾。

1930年初頭、ソビエトのロシアも、経済全体の復興のための第一部門における蓄積、閉鎖経済における基礎産業の発展など、つまり戦後の日本と同じ問題に直面した。その中で、ソ連は工業化を行い、短期間で著しい成長を成し遂げた。当時ソ連で出来上がった計画経済のシステムは、近年批判を浴びせられながらも、いわゆる「危機に対処する」機能、すなわち国家目的のための資源・資金調達の機能として今でも高く評価されている³⁾。また、戦時の日本経済統制、そして傾斜生産方式にあたって再度に行なわれた経済の計画化や価格統制というような政

策はこのソ連の経済統制の手法を取り入れたという議論もある⁴⁾。

傾斜生産方式に関する評価は様々である。鈴木武雄はそれによる増産の結果を認めながらも、傾斜生産方式を金融面から支える復興金融金庫の債券発行と、ドッジによって「竹馬の片脚」として名づけられた価格調整補給金が通貨増発を促進したとして、当時の財政・金融政策に対する厳しい批判を行っている⁵⁾。これに対して中村隆英は、昭和23年に入って生産が上昇してくると、インフレが幾分沈静に向かったという事実に着目し、傾斜生産方式による生産の上昇をはかりつつ、公定価格を抑えることによって需給ギャップを縮小させ、インフレを抑制しようとする社会党民主党の片山内閣の政策意図を積極的に評価し、その政策の効果が表面化しないうちに、ドッジ・ラインによる急激な安定政策がとられたとして、ドッジ・ラインの必要性を疑問視している⁶⁾。

さらには、公定価格との関連から、価格統制、物資統制、賃金統制という統制計画方式が、市場機構と異なる方式として、物価抑制よりもむしろ資源配分的手段として重要な役割を果たしたとする昭和財政史の見解がある⁷⁾。この議論をさらに発展させた最近の研究は、傾斜

生産と価格コントロールによるサプライ・サイド政策の効果を認めながらも、当時の財政・金融政策がインフレを上昇させる効果を否定的に見ている⁸⁾。例えば、黒田昌裕は、直接的な計画と統制による政策的な資源配分と供給側の回復をはかる政策の効果を十分に評価すべきであるとするが、賃金の直接統制が行われなかった結果、実質賃金の上昇が生産性の伸びを上回ったことは、生産費を圧迫し、価格引き上げの圧力となったとしている。また、寺西重郎は、公定価格体系と価格補助金制度との関係に焦点を当て、価格のアンカーリングとコントロールという政策が、価格調整補給金の制度を通して、企業特有の技能をもつ遊休労働力の保有を可能にしたと位置付けている。さらに、消費財部門の資本財生産に国内資源を投入することによって資本ストックのミスマッチを解消し、インフレ終息に貢献した傾斜生産方式の効果を認めながらも、補助金を前提とする賃金引き上げの容認というソフト・バジェット的な制度と「暗黙の補助金」に基づく政府管理貿易制度がインフレの基本原因になったという岡崎哲二・吉川洋の研究がある。

当時の経済政策を価格補助金と価格統制との関連でとらえようとするこれらの研究は新しい観点を取り入れた議論である。しかし、以前の研究と同様に、財政金融政策と価格・賃金統制という直接的手段とをあくまで別の次元の政策として取り扱う傾向がある。その中で後者は、「市場機構と異なった手段」として決めつけられ、その財政的な役割が見逃されたのである。その後、こうした見方は、ソ連との類似性を強調する議論に発展し、移行経済諸国と占領期日本との比較の出発点になって行くこととなる。

このように財政金融政策の役割を軽視した経

済統制の理解は不十分であると思われる。まず、この見解は、国営企業に対する統制と民間企業に対する統制を同一視し、それによって、国営企業、あるいは国家管理の下に置かれた企業が多かった戦時から、経済復興のために主に民間企業が中心的な役割を果たした戦後へ、経済政策と統制のやり方がどのように変化していったかを説明していない。また、ソ連の社会主義経済でさえ、価値の法則を否定したものはなかったという事実も見落とされている。その統制価格制度は、命令的に決められてはいたが、経済的な合理性ももっていたのである。この合理性は国家と国営企業との間の関係、つまりソ連財政学が主に対象にしている財政の領域で顕著に表れた。この関係は資本主義と異なった論理を前提にしていたが、日本の統制経済を研究の対象とする限り、この異なった論理に基づく国家と企業との財政的な関係は避けて通れない問題である。

以上を理解するために、ソ連の財政学の観点を取り入れるのは有用であると思われる。本稿の目的は、国家と企業の関係に焦点を当て、傾斜生産方式に伴う価格統制メカニズムの財政的な役割とその限界を明らかにした上で、日本の経済統制とその段階的な解体という歴史的な過程について再検討を行うことにある。

Ⅱ．傾斜生産方式をめぐる理論的背景

1. 歳出予算と価格調整補給金

まず、歳出予算を分析することにより、傾斜生産の展開に伴って、財政政策がどのように変化していったかを明らかにしておこう。昭和21

図表1 昭和21-23年度歳出予算

項 目	昭和21年度		昭和22年度		昭和23年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総額	119,087	100	214,256	100	473,145	100
行政部費	5,224	4.4	6,978	3.3	19,668	4.2
司法及警察費	883	0.7	3,795	1.8	10,258	2.2
教育文化費	1,702	1.4	7,081	3.3	20,477	4.3
社会及労働施設費	8,660	7.3	8,368	3.9	14,675	3.1
産業経済費	23,745	19.9	25,122	11.7	58,241	12.3
公共事業費	7,705	6.5	14,746	6.9	49,517	10.5
価格調整費	10,485	8.8	23,853	11.1	62,500	13.2
物資及物価調整事務取扱費	—	—	2,440	1.1	7,922	1.7
行政共通費	2,963	2.5	8,929	4.2	21,580	4.6
地方財政費	6,729	5.7	25,136	11.7	51,043	10.8
政府出資金	4,221	3.5	7,124	3.3	18,573	3.9
国債費	5,763	4.8	7,568	3.5	9,925	2.1
終戦処理費	39,600	33.3	64,273	30.0	107,062	22.6
賠償施設処理費	—	—	3,600	1.7	4,883	1.0
予備費	670	0.6	2,000	0.9	6,500	1.4

(注) 1) 本予算と補正予算の合計。

2) 単位100万円。

〔出所〕大蔵省『財政経済統計年報』昭和23-24年より作成。

—23年度歳出予算の重要項目は図表1の通りである。同表から分かるように、昭和21-23年度歳出予算における最大の費目をなしていたのは終戦処理費である。これは占領軍に必要な経費であり、外在的に決定されたものであった。その次は産業経済費と価格調整費である。この2つは生産再開・増産のための積極的経費であった。昭和21年度では、これに、戦争中破壊された治山治水・道路・港湾の修築などを目的とする公共事業費を加えると、経済復興のための経費が歳出予算において圧倒的な割合（35%以上）を占めていたことが分かる。

石橋蔵相は、このように経済復興のための巨額な経費を計上した昭和21年度改訂予算について、枢軸産業の促進がその第一の目的であると述べた。この中で、石炭の強力な増産は産業の復興を促す第一の緊要事であると強調し、その上で、石炭業の過去の債務を整理し、かつ将来

の収支の均衡を確保するため、生産者価格を大幅に値上げること、その一方で、消費者価格の値上げを避け、代わりに「思い切った価格調整補給金を支出する」必要があることを指摘した⁹⁾。

この石橋蔵相の見解は、後の研究において、価格調整補給金を単にインフレーションを抑制するための手段として見る背景になった。また、他の補助金と共に、インフレの中で次々と崩壊していく公定価格の改正に引っ張られて、この価格調整に対する支出が増大していったという見解が通説となった。昭和24年に来日したドッジは、逆にこの思い切った価格調整補給金を前述のように「竹馬の片脚」と名付け、インフレの原因としたが、確かに、インフレの中で、公定価格制度が改訂を余儀なくされ、それと同時に価格補助金の額も増加していた事実は否定できない。しかし、支出面の政策変化は単

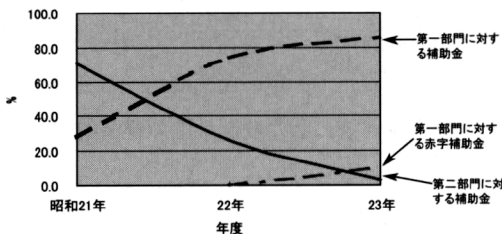
図表 2 価格調整補給金（実績）

（単位 100万円）

	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度
食糧	6,480	—	—
石炭	2,531	—	—
石油	25	—	—
安定帯物資補給金	—	16,612	53,786
石炭	—	9,957	18,119
鉄鋼	—	3,873	21,372
非鉄金属	—	808	2,392
肥料	—	1,814	10,470
ソーダ	—	158	1,433
主要食糧	—	5,542	—
特殊補給金	—	355	8,713
生鮮食料品	—	128	714
石油原油	—	73	—
繊維	—	153	—
農業共済組合再保険	—	—	500
畜産資金補給金	—	—	810
石炭特殊補給金	—	—	5,950
金属鉱山資金補給金	—	—	289
肥料（損失補償）	—	—	450
総 計	9,036	22,511	62,499

〔出所〕西村吉正『復興と成長の財政金融政策』, 1994年, 21頁より引用。

図表 3 価格補助金の構成



〔出所〕図表 2 と同じ。

線的な経緯を示したわけではなかった。

価格補給金の構成を示している図表 2 を見られたい。そこでは、昭和22年度から大きな変化を見て取ることができる。傾斜生産方式の本格的な展開に伴い、基礎生産財（石炭、鉄鋼、肥料）に対する価格調整補給金は名目的にも相対的にも増大したことが分かる。その中で、特に鉄鋼産業に対する支出の水準が著しく高まった点は注意が必要である。また、図表 3 は、図表 2 のデータに基づいて、産業部門別で価格補助金の割合の推移を図示したものである。全体の

価格補助金支出の総額において第一部門（石炭、鉄鋼などの基礎生産財の生産産業）に対する支出と、第二部門（食糧、繊維などの軽工業）に対する支出の割合は逆転したことが目立つ。昭和23年には、第一部門に対しての補給金は90%以上（この部門に対する赤字補助金を含む）という圧倒的なシェアを占めるようになった。一方、食糧などの消費財部門に対する支出は、昭和22年には25%まで低下し、さらに翌年、3%にも満たなくなったのである。したがって、昭和23年に全体予算において2番目に大きい支出項目をなすようになった価格調整補給金の増大は単純に公定価格の改正に牽引されて増大していたものではなく、それは傾斜生産方式の展開に伴う公定価格制度の変化との密接な関係をもっており、それに合わせて展開されていたと考えられる。このメカニズムを把握するために、まず傾斜生産の理論の要点を要約しておこう。

2. 「傾斜の理論」

「過渡期の経済政策¹⁰⁾」において、有沢広巳は、戦時中の現実経済過程を縮小再生産過程として位置付け、それは、戦後の再生産過程を規定していると述べている。さらに、マルクスの再生産表式を使って、縮小再生産過程の展開を次のように説明している。

正常な経済過程における均衡は、生産手段部門（第一部門）と消費手段部門（第二部門）との一定の関係によって維持されている。それぞれの部門で作り出されている価値は次のように表される¹¹⁾。

$$\text{I (第一部門)} \quad C_1 + V_1 + m_1 = x$$

$$\text{II (第二部門)} \quad C_2 + V_2 + m_2 = y$$

均衡関係は $C_2 = V_1 + m_1$ によって維持されて

いる。しかし、戦争の場合、膨大な軍関係需要が現れ、そこで他の商品生産と別に表すことのできる軍需品生産部門が出てくる。

Ⅲ (軍需品生産部門) $C_3 + V_3 + m_3 = Z$

他の商品の生産と同様に、軍需品生産部門は不変資本と可変資本を必要としている。第一部門と第二部門の生産は依然として同じ規模で行われるとすれば、 V と C を $(x+y)$ (社会総生産)から吸収しなければならない。ここでまず考えられるのは、従来個人に消費されていた $(m_1 + m_2)$ から吸収することである。拡張生産過程の場合、それぞれの部門の剰余価値は次の部分からなっている。 m_1 は $\alpha_1 + (\beta_{1c} + \beta_{1v})$ 、 m_2 は $\alpha_2 + (\beta_{2c} + \beta_{2v})$ と分割される。 α_1 と α_2 はそれぞれ資本家の個人消費に当てられるが、 $(\beta_{1c} + \beta_{1v})$ と $(\beta_{2c} + \beta_{2v})$ はそれぞれの部門において、生産規模を行うために必要な蓄積部分である。従来の規模を保持しながら、この拡張部分だけによって第三部門の生産を開始しようとするならば、次のような関係が成り立たなければならない。

$$C_3 \leq (\beta_{1c} + \beta_{2c})$$

$$V_3 \leq (\beta_{1v} + \beta_{2v})$$

小規模の戦争の場合、これは可能である。しかし、大規模な戦争で、剰余価値中の蓄積部分だけによって $C_3 + V_3$ を賄えるはずはない。その不足部分をそれぞれ第一部門と第二部門から取り去って、これを第三部門の $C_3 + V_3$ に移転(編成替え)しなければならない。当然、それによって、第一・第二部門の生産が縮小し、そこで作り出される剰余価値も減少すると、有沢広巳は強調している。

しかし、第三部門で作り出された価値(Z)は戦場で消費されてしまい、次の生産循環の中には現れてこない。逆に次の生産開始に当っ

て、第三部門は新たに $C_3 + V_3$ を必要とし、それを前段階で縮小した第一部門と第二部門から奪い取って、第三部門に充当させる。今回の場合、第一・第二部門の生産規模の縮小と剰余価値の減少の割合は、前回の場合よりもさらに大きくなる。有沢広巳はこのメカニズムを $(x+y)$ の Z 化と名付けている。

しかも、ここで説明された過程は、 Z の大きさが一定であることを前提としていたが、実際、戦争の需要が拡大するにつれて Z も増大しなければならない。それによって $(x+y)$ の Z 化は一層急テンポとなる。そこで、戦時統制(生産命令、物資動員計画に代表される資材の優先的配分、一般消費の規制)は、一方では Z 量をなるべく増大させようとしながら、他方では $(x+y)$ の Z 化を防止しようとする。この統制施策は、 Z 化過程の進行を緩慢化し、死点への到着を長引かせるだけの意味しかもっていなかったと有沢広巳は考えていたが¹²⁾、ここで明らかにされた、一定の部門における資金・資源の集中を可能にした統制手法の経済的な役割も見逃してはならない。

再生産の過程は再生産の条件をも再生産する。終戦に伴い、膨大な軍事的消耗は終了するが、戦時に作り上げられた縮小再生産の過程は、一応それ自身として継続する。しかも、縮小再生産は、その内部の論理に従って展開されていく。縮小再生産行程は次の方式によって示される。

$$c+v+m; \quad c+v+(m-x); \quad c+v;$$

$$c+(v-x); \quad (c-y)+(v-nx) \text{等}$$

ここで詳細な説明を省略するが、最後の方式は、不変資本への社会的食込みという現象を表しており、現実的にも名目的にも資本蓄積が行われないだけでなく、資本家自身が資本を消

費せざるを得ないという状態を意味している。これは、資本主義体系そのものの危機を表現していると有沢広巳が強調している¹³⁾。

不変資本への食込みの状態に直面した戦後日本経済において、有沢広巳は、その再生産過程を縮小再生産から拡大再生産に切り替え、将来の経済発展の基盤を築くためにはどうすればいいのであろうかという問いを投げかけている¹⁴⁾。その一方で、彼によって提案された解決策が戦時政策と目的を正反対にしながらも、戦時統制と同様の手法に基づいているという点は非常に興味深い。

まず、有沢広巳は、部門間の不均衡に注目する。その不均衡は、第二部門より第一部門の方が、大きく縮小していくという形で現れる。生産開始の出発点において、この不均衡は、生産物価値における重要な運動である素材置換を絶対的に困難にさせる。また、上記の部門間関係 ($C_2 = V_1 + m_1$) から見ると、第一部門における再生産は第二部門の再生産の前提となっている。したがって、拡大再生産の出発点にならないのは、この第一部門であり、そこで作り出される剰余価値中の蓄積部分である¹⁵⁾。

この部門間の不均衡あるいはミスマッチを修正するためには、唯一の基礎的素材である石炭¹⁶⁾の生産に向かって、経済を計画的に傾斜させ、基礎的部門の生産を早急に引上げなければならなかった。さらに有沢広巳は次のように述べている。「勿論、それには計画と組織とが必要である。計画と組織とは、経済の傾斜の角度、傾斜からより高い水平への復旧の設計のためばかりではない。傾斜から水平への復旧を最短期間に通過するためにも必要である¹⁷⁾」。

さらに、傾斜生産方式の立案となった「石炭

対策中間報告¹⁸⁾」では、この公定価格については、「通貨の増発が免れ難い現状においては、物価政策の重点を単に機械的釘づけに措かず、物価相互間のバランスの維持に措くべきである（傍点引用者）」と述べられている。

したがって、当時一方で経済的・社会的秩序を確保するための価格統制と物資割当てを強調していたGHQの考え方があり、他方では上記で見たように経済再建を目指す「思い切った支出」を唱えながらも、価格統制に対して否定的であった石橋蔵相の意見があったが、この2つに対して、有沢広巳が考えていた傾斜生産は、部門間のバランスを維持する公定価格制度を前提にするという点で、意見を異にするものであった。つまり、石炭増産自体が傾斜生産方式の自己目的であったわけではなく、均衡の取れた産業部門間の発展による再生産が傾斜生産の主な目的であり、「計画」と「組織」はそのために必要だったのである。

ここで、実際に公定価格制度を前提としており、有沢の指摘同様、産業部門間の計画的な発展に政策の重点を置いていたソ連の計画経済がどのように動いていたかを見ておくこととしよう。

3. ソ連の公定価格と取引税

「はじめに」にも述べたように、戦時統制を引き継いだ戦後日本の復興政策がソ連の経済統制手法を取り入れたという議論が存在する。本節の目的は、上述した有沢理論における部門間均衡の理解を念頭において、実際にソ連で行われた統制政策を明らかにすることである。

ソ連では、上記のように1930年代前半、社会主義的工業化が行われた。その時に、基礎的生産手段の増産は第一政策課題となった。社会主

図表4 ソ連邦歳入予算

(単位 10億ルーブル)

収 入	1928/29-1932	1933-1937	1938-1940	1941-1945	1946-1950	1951-1955	1956-1958	1959-1965
収入総額	91.3 (100)	383.5 (100)	462.2 (100)	111.7 (100)	198.2 (100)	263.1 (100)	188.5 (100)	599.7 (100)
その内	76.5	342.0	414.9	—	168.4	221.3	163.0	546.7
社会主義経営からの収入	(83.8)	(89.2)	(89.8)	—	(85.0)	(84.1)	(86.4)	(91.2)
取引税	42.2 (46.4)	258.4 (67.4)	283.2 (61.3)	44.9 (40.2)	116.0 (58.5)	120.5 (45.8)	83.9 (44.5)	236.1 (39.4)
利潤控除	14.0 (15.3)	24.3 (6.3)	48.0 (10.4)	9.7 (8.7)	14.9 (7.5)	36.3 (13.8)	35.7 (18.9)	164.5 (27.4)
国营社会保険の資金	8.9 (9.7)	32.4 (8.4)	23.1 (5.0)	3.9 (3.5)	7.9 (4.0)	11.7 (4.4)	9.3 (4.9)	31.0 (5.2)
コルホーズ、協同組合などからの所得税	1.4 (1.5)	3.8 (1.0)	6.5 (1.4)	1.2 (1.1)	1.7 (0.9)	4.4 (1.7)	4.3 (2.3)	10.6 (1.8)
住民からの資金	14.72 (16.2)	41.5 (10.8)	47.3 (10.2)	—	29.8 (15.0)	41.8 (15.9)	25.5 (13.6)	53.0 (8.8)
租税および課徴金	6.9 (7.6)	17.4 (4.5)	21.4 (4.6)	13.8 (12.3)	15.3 (7.7)	23.0 (8.7)	15.4 (8.2)	43.7 (7.3)
住民応募国債	5.2 (5.7)	18.1 (4.7)	20.7 (4.5)	8.8 (7.9)	11.7 (5.9)	13.8 (5.2)	5.7 (3.0)	0.7 (0.1)
預金による貯金局引き受け国際	1.1 (1.2)	3.4 (0.9)	3.0 (0.6)	1.4 (1.3)	1.2 (0.6)	3.6 (1.4)	3.2 (1.7)	5.3 (0.9)

(注) () 内は収入総額に対する割合である。

〔出所〕 Союз Советских Социалистических Республик. 1917-1967. Энциклопед. справочник, М., 1967, стр. 248-249.

義革命と干渉戦の後、他国の経済からほとんど閉鎖されたソ連は、日本と同様に、基礎的生産手段の増産の資源を国内に求めなければならなかった。そのためには、所有形態は異なるものの、日本と同様に第一部門における蓄積の促進が最大の課題となった。当初、ソ連でも第一部門における蓄積とそれによる工業化は、追加的な資金に依らざるを得なかった。そこで、予算を通ずる所得再分配の手段としての集中資金¹⁹⁾の形成は重要な課題となった。そのために、それまでの複数の税金と他の予算への支払いを、利潤控除・取引税・所得税に統一した1930年税制改革が行われた。ソ連の財政制度はほぼこの時期にできあがったといえよう。

図表4は1930-1965年におけるソ連の予算歳入構造を示している。その中で社会主義経営(つまり国营企業)からの収入は圧倒的な割合(87%前後)を占めていたことが分かる。さらに目立つのは、この社会主義経営からの収入に

おいては、取引税の比重が最も高かったということである。また、工業化(1930-37年)と戦後復興の時期にその割合がさらに高まることに特に注意を要する。

ソ連の標準的な財政学テキストによると、予算において大きな財源をなしていたこの取引税は、他の資本主義諸国の租税とは異なるものであり、その制度は次の課税原則²⁰⁾に基づいていたのである。第一に、取引税の納入は、商品の販売(実現)²¹⁾による取引高、あるいは売上高に対する固定税率によって定められるという原則があった。取引税の具体的な算定方法としては、3つの方法があったが²²⁾、小売価格(商業費その他を差引く)と企業卸売価格(取引税抜き)の差額による課税、いわゆる差額課税方式がもっとも合理的とされ、一般的に適用されていた²³⁾。その結果、実際の取引税の納入は取引高に対する一定の固定額の形で行われることとなった。

これは、取引税額は商品の価格の一部であり、その価格における割合は、商品の経済的な役割と産業部門によって異なるという第二の原則と密接な関係にあった。つまり、商品ごとの取引に定められた固定額は、あらかじめ計画的に価格（工業卸売価格）に含まれることになっていた。国家によって価格が定められ、それによって取引税額が決まるという流れ（逆ではない）であった。これにより、各企業は取引税の賦課を小売価格の引き上げによって消費者に転嫁することができなかった。一方、勤労者の賃金は取引税を含めた小売価格水準に基づいて決定されていたので、ソ連の取引税が資本主義の間接税（消費税）に類似している主張²⁴⁾は根拠を失うこととなる。さらに、各商品について、取引税は一度だけ、そして一段階だけで課税されるべきであるという、いわゆる一回課税原則があった。

また、価値法則を認める社会主義経済において、商品の価格はその価値を表すものであり、具体的には、価格における生産物原価（ $C + V$ ）、剰余生産物価値（ m ）として表れている。取引税は、小売価格と企業卸売価格との差額として求められるが、その際、小売価格から商業費（販売割増高）が差引かれる。よって、取引税の経済的内容は、この剰余価値（ m ）である。課税ベースから労賃給与部分が除外された点で、ソ連邦取引税は単段階付加価値税の性格とも異なっていた。

ここで、もう一方の利潤控除についてふれておく必要がある。その課税ベースとなる利潤は企業卸売価格から生産費と賃金を差し引いたものとされ、つまり取引税の課税ベースと同様に剰余価値の部分であった。毎年すべての国営企業利潤のおおよそ70-80%²⁵⁾が国庫に納入され

ていた。国営企業に留保された利潤は、資本投資、流動資金増加、諸控除などに支出された。その中で、資本投資に回された分が圧倒的であったが、国家の計画および統制の下におかれていた国営企業は、資本投資に関して決定権をもっていなかった。したがって、資本投資の資金については、主に予算からの支出に依存しなければならなかった。マクロ的に見れば、経済全体に対する金融総額（予算資金及び企業資金）²⁶⁾において、国営企業の利潤によって賄われたのは約半分だけであり、残りの半分は他の収入、特に取引税収入によって供給されていた。したがって、利潤控除として国営企業から徴収されていた遊休利潤は予算を通じてそのまま計画資本投下に充当されており、利潤控除と予算との関係は単純で、主に国庫の意義に基づいていたといえる。これに対して、資本投下資金の不足分を補う取引税は、再分配的な性格が強かっただけでなく、その再分配的な機能は公定価格形成に基づいていた。この取引税および価格形成を通じるソ連の国営企業と予算の特殊な関係は以下で見ると、本稿のテーマにとって非常に重要な概念である。ソ連では、この取引税の特徴は1950年代から広く議論されるようになり、研究蓄積も多いので、ここで簡単にその概要を紹介しておこう。

利潤控除と同様な課税ベースを有しているものの、利潤控除と違い、公定価格形成を前提にした部門間の価値再分配という役割を強調する論者は²⁷⁾、前述したソ連の取引税制度における第二の原則に注目し、それによる取引税の二つの特徴に注目した。一つは、取引税が価格における一定の固定額として現れることである。もう一つは、その価格における割合が商品の経済的役割と産業部門によって異なり、実際の部門

別取引税収入を見ると、取引税が消費財生産部門に偏在しているという特徴である²⁸⁾。これは、ソ連の取引税に消費税的外見を与えたと考えられる²⁹⁾。

この取引税の第二部門偏在はソ連の価格形成メカニズムと相互関係にあった。ソ連の公定価格としては、次のような3つの価格が利用されていた。

企業卸売価格 (原価+利潤)
工業卸売価格 (原価+利潤+取引税)
小売価格 (工業卸売価格+商業費)

消費財は、商業機関に対しては工業卸売価格(取引税を含む)で、さらに住民に対して小売価格で販売されていた。これに対して、生産財のうち直接他の生産企業に販売される部分は、企業卸売価格(原価+利潤)だけで販売が完了するが、生産財のうち工業卸売機関を経て実現(販売)される部分は、最終的には工業卸売価格で販売されていた。そして一部の生産財(石油製品・ガス・電力用燃料)の工業卸売価格は消費財の場合と同様に取引税を含むものであった。このような生産財と消費財との価格構造の相違は、価格水準の相違となって現れていた。ここで特に注意しなければならないのは次の2点である。

第一に、重工業部門(第一部門)の卸売価格における取引税の割合は、約7%にすぎないのに対し、軽工業部門(第二部門)の場合、その割合は卸売価格全体のほぼ25%程度に及んでいた。第二に、純所得の比重においても軽工業・食品工業が重工業を圧倒している。重工業における純所得(利潤+取引税)の割合は16.6%

で、軽工業・食品工業におけるそれは38.8%である。つまり、第一部門 $C_1 + V_1 + m_1$ と第二部門 $C_2 + V_2 + m_2$ の間、 m_1 より m_2 の方が相対的に大きかったという関係があった。

このような価格形成の特徴も、社会主義工業過程の中で歴史的に規定されたと思われる。すなわち、社会主義工業化の計画を実現していく過程の中で、生産財の価格と消費財の価格との間に著しい格差が生じてきた。1927/28年度には、同一金内容のルーブルによる卸売価格指数が生産財の場合1913年の約1.7倍であったのに対し、消費財の場合は2.0倍となっており、1932年には1.6倍と4.0倍の関係になっていた³⁰⁾。このようなソビエト社会主義の価格形成の特徴は、両部門の価格が第一部門において相対的に低く、第二部門において相対的に高くなっていたことを示している。この価格形成によって部門間において次のようなメカニズムが働いていた。生産財の価格で実現(販売)される第一部門の純所得は、この部門で実際に作り出された剰余価値(m_1)を十分に表現していない。価格で実現されない m_1 の部分は第二部門へ移転され、そこで取引税として実現されるのである。したがって、生産財に対する相対的に低い計画価格によって第一部門の剰余価値(m)の一部が第二部門の取引税に分配され、そこから集中資金として国家予算に集中されることになる。国家に集中された m は、行政・国防などの必要経費を賄いつつ、特に生産力基盤の拡充を目指す拡大再生産などに対して意識的に配分(支出)された。つまり、国家と国営企業の間において、公定価格とそれを前提にする取引税制度によって部門間の剰余価値の再分配が、取引税を通ずる所得の再分配として行われていたわけである³¹⁾。

したがって、占領期日本で見られるような計画経済と統制価格を考察する際、価格補給金を単純にインフレを抑制する手段として見るのは現象の一面しか見ていないことになる。激しいインフレーションという状況に注目した鈴木武雄は、有沢理論における部門間の均衡のとれた経済復興の側面をさほど重視しなかった。これに対して、政策面でのソ連との類似性を強調した岡崎哲二とその他の見解は、部門間の関係に配慮してはいるものの、そのために採用された公定価格制度の直接統制的な性格にとらわれ、重要な点を見落としている。それは、ソ連では第一部門と第二部門の均衡のとれた発展とそのための価値再分配は、取引税という強力な資金集中メカニズムに基づいていたという点である。換言すれば、その部門間の価値再分配は税によって行われていたのであり、日本経済復興をめぐるその他の議論でも、この税の役割は無視されることとなった。

すなわち、公定価格を財政政策と切り離して、単なる直接統制として捉えることも不十分である。部門間の価値再分配において、公定価格、価格補給金、租税政策それぞれの政策を位置付ける必要がある。そのために、上述したソ連財政学の観点を取り入れ、公定価格と価格補給金の源泉である戦時統制経済の特徴を考察した上で、戦後の財政政策を再検討することにする。

Ⅲ. 戦時日本における経済統制の展開と「経済新体制」

1. 国家総動員と「利潤統制」

昭和12年1月、日本経済は深刻な国際収支の

危機に直面した。その背景には次の様々な事情があった。広田内閣の馬場蔵相は、軍事費の大幅な増加を認め、増税を行う前提で、昭和11年度予算として、30億円余りの大予算を編成した³²⁾。この予算の公表とともに輸入は激増し、国際収支の赤字が一挙に表面化した。一方、林内閣の結城蔵相は、予算を2億円縮小し、馬場蔵相が強調していた増税を小規模にとどめた。さらに、この中で、軍部は日滿財政経済研究会³³⁾の原案に基づく「重要産業五ヵ年計画」を内閣に提出し、重化学工業の「生産力拡充」を迫ったのである。

近衛内閣（第一次）の成立とともに、経済政策として賀屋-吉野三原則（生産力の拡充、国際収支の適合、物資需給の調整）が掲げられ、とりわけ「生産力の拡充」は至上命令であったが、「国際収支の適合」もまた、欠くことのできない課題であった。両者を両立させるには、「自治統制」に代えて、物資・資金の両面から「直接統制」を実施する必要があった³⁴⁾。そうして、昭和12年7月、日華事変の勃発により、「輸出入品等臨時措置法」をはじめとする様々な統制令が次々と出されることとなる³⁵⁾。さらに、昭和12年10月に、生産力拡充などを管理するために、従来の資源局と企画庁が統合され、企画院が設立される。こうして「物資動員計画」が開始されることとなった。

昭和14年に入ると、この様々な統制令に基づいて、企画院のもとで、物動計画とならび貿易計画・資金統制計画・労務動員計画・交通電力動員計画等の国家総動員諸計画の体系が一応整備された³⁶⁾。昭和14-15年に、ヨーロッパでの戦争の勃発による国際的な物価騰貴、一層の輸入困難、西日本と朝鮮の旱害による米の生産の減少、さらには水力・火力発電量の減少などの

事情も加わり、経済統制の強化が一層促されることとなった。そこで、政府の基本的な方針は輸出入品等臨時措置法から国家総動員法へと重点が移され、戦争のための国内の「経済動員」が第一次的な課題となった。そのために、「利潤統制」と「利潤本位から生産本位への切り替え³⁷⁾」を唱えてきた笠信太郎グループの提案と、昭和13年11月以来の陸軍による強引な利潤統制志向とがあいまって、「経済新体制」の基本方向が打ち出されてきたのである。昭和15年6月、近衛文麿は第二次内閣を組織し、企画院は次々と各種「要綱」の草案³⁸⁾を作成しはじめることとなる。

その中で、軍部の志向をもっとも明確に反映するのは昭和15年7月19日の「経済機構整備要綱³⁹⁾」である。そこには「完璧ノ国防経済確立ヲ目的」とし「急速ニ経済動員ノ徹底ヲ図リ、経済ノ再編成ヲ敢行」する必要があると述べられている。その「経済ノ再編成」の内容は、「企業所有ト企業経営ノ両機能ヲ截然分離シテ、経済活動ヲシテ利潤本位ヨリ生産本位ニ転換セシムルコト」が中心であった。また、経済活動の公共的意義を昂揚し、経済団体の国家機関化を図ること、経済機構と政治、行政機構間の連繋を密にする必要性が唱えられた⁴⁰⁾。さらに、産業別に組合を作り、これを全国的に統括する商工業連盟と、その地域支部を設け、生産、配給及び消費の一貫的統制を行うことが提案された⁴¹⁾。

従来の研究においては、「経済新体制」において、「所有と経営の分離」・「利潤統制」のイデオロギー的な意味合いが重視されていたが、「経済動員」のための財政的な手段としての「利潤統制」の役割が見逃されていた。ここでは、他の物質的な戦費調達手段とならんで、国

家による利潤の統制と計画のための利用が重要な財政的な手段として構想されたことを強調しておきたい。

しかし、周知のように、企画院の提案に対して財界は、「日本の経済界は、欧米自由主義の移植ではなく日本精神により国家本位かつ有機的に企業への創意と努力によって発展してきたことを無視し、これを根本的に改革しようとするのは、結局我経済界を破壊し、我国をして露西亜たらしめんとするものである⁴²⁾」という点を強調し、激しく反発した。その結果、最終的に決定された「経済新体制確立要綱⁴³⁾」では、「企業所有ト経営ノ分離」に関しては「分離」という言葉が避けられ、「利潤統制」という表現も姿を消してしまうのである。

2. 低物価政策の意義

太平洋戦争の開始に伴い、企画院によって価格の面から利潤を統制しようとする試みが行われたという議論がある⁴⁴⁾。昭和17年に作成された「新物価政策確立ニ関スル件⁴⁵⁾」の方針では、「行政的価格停止」の必要性が強調され、輸入不足による原価の騰貴については「採算主義ヲ一擲シ犠牲的精神ニ基キ能フ限り生産者ヲシテ負担セシメル」と述べられ、一方、専売商品については、「財政収入増強購買力吸収ノ為メ対需要者価格の引上ヲ為スコアルベキハ勿論トス」とされている。つまり、第2節で述べたソ連・ロシアの財政学の観点から見ると、ここで提案された公定価格制度は財政上次のような資金集中の可能性を開いていた。第一に、物価が低い水準に定められている制度の下での企業利潤に対する増税は、その税の転嫁が生じないので、企業利潤を捕捉し、計画のために動員すること、つまり事実上財政の面での利潤統制

を意味していた。第二に、低物価によって民間企業に支払われる集中資金の節約と、国営企業の専売商品の価格引上げによる収入増加も可能になった。言いかえれば、企業利潤への圧迫による資金・資源集中の促進政策と捉えることができるようになったわけである。

しかし、「新物価政策確立ニ関スル件」はどの程度このようなメリットを意図していたのであろうか。まず、租税政策である。それについては、購買力吸収の強化を強調し続けてきた商工省は、「浮動購買力吸収ヲ目的トシテ速ニ増税ヲ行フモノトス」、「右増税実施ニ当リテハ之ガ趣旨ニ鑑ミ酒税、物品税等消費系統課税ノ増徴ヲ主トナス⁴⁶⁾」という考え方が強かった。つまり、商工省が考えていた増税は主に第二部門（消費部門）を対象にしていた。さらに、当時の租税制度によって、貴金属品、統計、家具、織物、果物、菓子を対象にしていた物品税の税率は、甲類物品には価格の20%、乙類物品には価格の10%というように定められていた⁴⁷⁾。つまり、価格が公定されていた物品に関しては、租税が公定価格の中に含まれることがなく、物品税が価格に上乗せされていた。また、自由価格で販売されていた物品でも、戦時中大企業の生産する第二種物品（製造場移出従価課税）への組替えが頻繁に行われたことを考慮すると、戦時物品税は、主に消費規制の役割を果たしていたが、その制度は公定価格と独占価格を通して、租税転嫁を容易にし、企業の利潤を捕捉するものではなかったと言える。

次に「低物価」そのものによる「採算主義ノ一擲」の対策を見ると、ここでは「新物価政策確立ニ関スル件」の第二項が興味深い。そこでは「価格ノ引上ヲ許容スルハ厳ニ左ノ場合ニ限ルモノトシ且ツ一般需要者ニ対シテハ極力負担

増加ヲ来サシメザルモノトス（一）緊要物資ニシテ当該生産企業が直接政府管理ノ下ニ置カレ企業経営全般ニ付実情把握ノ徹底セルモノニイタシテハ（省略）価格ノ引上ヲ認ム（イ）但シ一般需要者ニ対シテハ影響セシメズ差額ハ国庫ニ於テ之ヲ補助補償スルモノトス」と述べられている。参考表にはこの第二項の（一）に該当する企業が掲載されている。それは、金属精錬、造船、自動車、鉄道車両、飛行機、石油などの業種であり、つまりほぼ全部軍需品の生産を行う民間企業である。これらの企業に対して、「直接政府管理」いわゆる物質的な統制⁴⁸⁾の強化が構想されたが、価格の引上げが認められたことによって、利潤も保証されたわけである。

これに対して、後でだされる国家的性格の強い軍需会社に対する統制は、物質的な面でも、財政的な面でも統制を意味していた。昭和18年10月に、企画院第一課で作成された「企業ノ国家的性格明確化ニ関スル件（案）⁴⁹⁾」では、企業経営上の措置について、「毎事業年度ニ付投下資本ニ対シ適正ナル利潤ヲ保障ス尚過当利益ヲ生ジタル場合ハ其ノ全部又ハ一部ヲ国庫ニ納入セシムル」と述べられている。つまり、一定の適正利潤を超える全ての利益が国家に集中されるべきであるとされ、その時、投下資本は納入額の基準になっていたわけである。しかし、民間企業と対照的に全面的な統制の下に置かれた軍需会社は、わずかな数であったのは明らかである。昭和18年19月の「軍需会社法」によって軍需会社として指定された企業は、兵器、航空機、艦船機など重要軍需品その他軍需物資の生産、加工および修理を行う事業を営む会社に限定されており、その数は150社にすぎなかった⁵⁰⁾。

図表5は戦時における政府の対民間支払総額

図表5 政府一般当座預金対民間支払額

(単位千円)

年度	臨時軍事費	その他	計
1937年	954, 299	3, 763, 474	4, 717, 773
1938	3, 615, 753	9, 301, 446	12, 917, 199
1939	4, 421, 291	10, 455, 982	14, 877, 273
1940	5, 530, 561	11, 499, 920	17, 030, 481
1941	7, 137, 072	15, 921, 373	23, 058, 445
1942	14, 065, 366	16, 975, 846	31, 041, 212
1943	21, 260, 798	17, 882, 141	39, 142, 939
1944	34, 769, 943	24, 974, 625	59, 744, 568
1945	23, 823, 497	20, 687, 884	44, 511, 381

〔出所〕『昭和財政史 IV臨時軍事費』, 1955年, 202頁より引用。

を示しているものである。昭和12-20年において、陸軍造兵廠、海軍燃料廠などの軍直営工場と食糧管理局・専売局への国家支出は30%に過ぎなかったのに対し⁵¹⁾、残りの70%以上（合計1,400億円）がこれらの民間企業に向けられ⁵²⁾、物価上昇と共に民間企業に対する国家支払額が増加していたことが明らかである。

以上の結果、戦時中、国家統制を受けていない企業利潤が激増していた。しかし、それにもかかわらず、個人配当分配率は急激に低下したのである。日本政府は、配当・利子所得に対する非課税・減免税措置を拡大したものの、それは法人所得における配当部分の増大と結びつかず、それに対して内部留保の割合が増加し続けていた⁵³⁾。それを受けて、政府は法人課税の税率の引上げを繰り返して行っていた。周知のように、終戦時には、普通所得に対して33%、資本金額に対して0.3%、超過所得に対して平均70%の税率が課されていた。しかし、この税率引上げに伴って多くの減免税措置がとられたことも明らかにされている⁵⁴⁾。具体的には、法人留保の再投資に対する法人税の大幅軽減、兵器等企業設備の短期償却、指定事業研究費の損金算入などの減免税措置があげられる。これに

は、投資の促進策という国家政策の意図が見られるが、いずれにせよ、日本の場合、ソ連と異なり、企業資金の大部分は、国家統制を受けていない分散的な形として残っており、その国家計画のための利用は限定されたものであったのである。

3. 小 括

したがって、「新物価政策確立ニ関スル件」の構想の中で、「採算主義ヲ一擲」されるべきであったのは、基礎的な物資である石炭・鉄鋼の産業に限られていた。行政物価停止によって、これらの基礎的産業が第一に打撃を受ける。その影響を他の部門に及ぼせることなく、価格公定制の下で生産を円滑にするために、原価上昇を石炭・鉄鋼生産者だけに負担させるという意図である。つまり、産業構造の圧倒的なシェアを占めていた民間企業の「利潤統制」の問題はこの段階では、すでに解決済みの問題だったのである。よって、後で増産のために利潤動機の必要性を強調し続けてきた商工省案が有力となったことは驚くに値しない。結局、昭和18年2月に閣議決定された「緊急物価対策要綱」では、基礎的物資の生産者に対しても「補助金ニ依リ価格調整ヲ為ス」ことが決まり、ここで、基礎的産業への価格調整補助金の制度がスタートしたのである。

低物価政策は、利潤統制というより、昭和18年から本格的に始まった基礎的産業への価格調整補給金との組み合わせで、第1節で見たような部門間価値再分配の役割を果たしたことを明らかにした研究がある⁵⁵⁾。つまり、重要物資の公定価格が低い水準で維持されていることによって、第一部門において実現されなかった価値は、不急不要の消費財の公定価格改定として

実現されることになっていたのである。また、第二部門で実現された価値を個別的消費税の増税を通して国庫に集中し、重要物資生産部門に適正利潤を保障すべく補助金を支出するというメカニズムが働いていた。戦時期の租税政策を経済統制との関連で捉えるこの見解は、本稿にとって重要であると思われる。なぜならば、後述するように戦後復興政策も、部門間の価値再分配メカニズムに基づいて展開されたからである。しかし、ここでは次の2点に注意されたい。

まず、部門間の価値再分配の意義である。ソ連の場合で見たように、その第一目的は、第一部門と第二部門のバランスの取れた発展であった。戦時日本では、第二部門が物質的な統制の下におかれ、その規模は急速に縮小し続けた。一方では、第一部門における増産政策は、第二部門の発展を目的にしていたわけではなく、有沢広巳が指摘していたように、そこで作り出された生産物価値の大部分が直接第三部門に移転され、そこで消費されてしまったため、次の生産循環の中には現れてこなかったのである。つまり、戦時中、日本統制経済の中で、部門間の価値再分配メカニズム自体が出来上がったが、経済統制の物質的な性格が強かった戦時におけるその意義は公定価格制度を維持することのみにあったといわなければならない。部門間の均衡的な発展を目的とする価値再分配の本来の意義は戦後まで待たなければならなかった。

第二点は、価値集中の面において、「利潤統制」が依然として実現されることなく、国営企業と違い、大部分の民間企業の利潤が直接的にも、公定価格を通しても捕捉されず、その大きな部分が企業留保利潤という形（つまり国家総動員計画に利用不可能である分散的な形）で企

業に残っていた。財界と企画院の間の「妥協の産物」に過ぎなかった統制会⁵⁶⁾は民間企業の全面的な管理という役割を与えられたが、そのシステムは計画経済と公定価格という異常な状況の中でも、利潤動機で動く民間企業の資本主義的な性格とそれらの財政との関係を変えなかった。それによって、財政的な手段による資金・資源の徹底的な集中は限定されたものになった。

また、このように、国家計画のために企業利潤を動員できなかった結果、日本政府は金融面での統制に資金集中政策の重点を移した⁵⁷⁾。太平洋戦争の展開に伴い、「財政金融基本方策要綱」で、金融のさらなる統制強化と財政・金融資金の総合的な計画（「国家資金計画」）の必要性が唱えられたが、その国家資金計画において、金融統制を通じて分配される資金（産業資金など）が圧倒的な部分を占めるようになった⁵⁸⁾。

注

- 1) これは軽工業と食糧工業（消費財生産）を主軸とする第二部門と違い、基礎原材料・機械などの生産財の生産を行う重工業部門である。
- 2) この傾斜生産方式のアイデアは、「石炭生産のみでは経済危機は解決しえない為再生産全体の問題として今後の経済の動きを予測検討」との必要性を強調していた「石炭小委員会」（首相の私的諮問機関、有沢広巳委員長）のものであったといわれる。石炭小委員会の調査によって、昭和22年4月から昭和23年3月までの1年間に、石炭を3,000万トン掘ることができれば、当時戦前の水準三分の一以下に止まっている日本の生産活動を、少なくとも戦前の半分以上、大体において55.6%にまで引き戻すことができることが分かった。技術の面では、3,000万トン出炭を成し遂げるために、労働時間を55分延長する（労働強度10%増加）か、または切羽（採掘現場の坑道の先端）を急速に伸ばすか、そのいずれかが必要であった。切羽を伸ばすためには大量の資材、特に鉄鋼の投入が不可欠であったが、傾斜生産の方式は後者を選んだ。そのために鉄鋼の資材の大量投入が必要になったのである。（石炭委員会第一回議事録。有沢広巳監修、中村隆英編集『資料・戦後日本の経済政策構想 第2巻 傾斜生産方式と石炭委員会』東京大学出版会、1990年を参照）。

- 3) 周知のように、1929年の世界恐慌は、ソ連の経済にほとんど影響を与えなかった。また、その後もソ連は著しい経済発展を成し遂げた(Шуляк П.Н., Белотелова Н.П., *Финансы: Учебное пособие*, М., 2000. [スリャク・ペロチェロヴァ『財政・金融』, 2000年])。
- 4) 岡崎哲二・奥野正寛『現代日本経済システムの源流』, 日本経済新聞社, 1993年を参照。また、当時、社会主義を取り入れる「一大政策転換」の必要性を巡る議論(鈴木茂三郎など)もあった(鈴木武雄『現代日本財政史 上巻』, 東京大学出版会, 1952, 同『現代日本財政史 中巻』, 1956年を参照)。
- 5) 前掲, 鈴木武雄『現代日本財政史 上巻』1952年, 同『現代日本財政史 中巻』1956年を参照。
- 6) 中村隆英『日本経済—その成長と構造—』[第2版] 東京大学出版, 1980年, 同『戦後日本経済—成長と循環—経済学全集25』, 筑摩書房, 1968年などの研究がある。
- 7) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—10国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金』, 1980年, 320-324頁。
- 8) ここで紹介する占領期日本の研究については、香西泰・寺西重郎『戦後日本の経済改革—市場と政府—』, 東京大学出版会, 1993年を参照。
- 9) 『石橋湛山全集 第13巻』, 東洋経済新報社, 1970年, 190頁。
- 10) 有沢広巳「過渡期の経済政策」『戦後経済学の課題 第2巻』, 有斐閣, 1947年。
- 11) 記号のCは不変資本, Vは可変資本, mは剰余価値である。
- 12) 前掲, 有沢広巳「過渡期の経済政策」『戦後経済学の課題 第2巻』210頁。
- 13) 同上, 234-236頁。
- 14) 「経済危機と重油輸入(有沢教授21.12.20 午後6時15分放送)」『故有沢広巳名誉教授所蔵資料 21. 傾斜生産』。
- 15) 戦後日本経済における部門間の不均衡については、前掲, 有沢広巳『インフレーションと社会化』, および、「直面する経済危機と打開する総合対策 昭和21.11.23」『故有沢広巳名誉教授所蔵資料 3. 経済危機対策』を参照。
- 16) この部門は、原始産業の一つであり、また国内産業でもある。さらに、戦時中軍需生産の基礎部門として拡張されており、終戦による破壊が最も少なかった。現在あり余っている労働力をこの分野に投じ再生産再開の起動力を求めめることは、もっとも合理的な考え方であると有沢広巳は考えていた(有沢広巳「不可避免的なもの—終戦直後における日本経済現段階の展望—」『インフレーションと社会化』, 日本評論社, 1948年, 26-27頁)。
- 17) 有沢広巳「日本経済の破局を救うもの—現実過程の分析—」前掲, 有沢広巳『インフレーションと社会化』, 69頁。
- 18) 前掲, 「石炭対策中間報告(緊急実施を必要とする対策)」前掲, 有沢広巳監修, 中村隆英編集『資料・戦後日本の経済政策構想 第2巻 傾斜生産方式と石炭委員会』, 1990年210頁。
- 19) 日本と他の資本主義諸国の財政学では、財政の領域を定義する際、全体の経済組織を市場経済と共同経済あるいは私経済と公経済に分類するのに対し、ソ連・ロシアの財政学では、「財政」を集中資金・分散資金、両者の形成とその利用に伴う経済的關係を表す貨幣的なカテゴリーとして捉えるのが一般的である。ここでいわれている集中資金というのが国家の予算であるのに対して、分散資金は企業や企業合同体という個別の経済主体が保留する資金のことを指している(Финансы СССР: Учебник/Под ред. Сычева Н.Г., Болдырева Б.Г. М.: *Финансы и статистика*, 1984 (N.G. スィチョフ, B.G. ボルディリエフ編『ソ連の財政』1984年); Шуляк П.Н., Белотелова Н.П., *Финансы: Учебное пособие*, М., 2000 (スリャク・ペロチェロヴァ『財政・金融』)などを参照)。
- 20) 前掲, Дьяченко В.П. *История финансов СССР* (1917-1950 гг.), 1978, с. 254-255 (V.P. チャチェンコ『ソ連邦の財政史』1978年, 254-255頁)。また、本節におけるソ連の取引税の理論的な説明は、Финансы СССР: Учебник/Под ред. Сычева Н.Г., Болдырева Б.Г. М.: *Финансы и статистика*, 1984 (N.G. スィチョフ, B.G. ボルディリエフ編『ソ連の財政』1984年); Шуляк П.Н., Белотелова Н.П., *Финансы: Учебное пособие*, М., 2000 (スリャク・ペロチェロヴァ『財政・金融』)によるところが大きい。なお、歴史的な背景については、Дьяченко В.П. *История финансов СССР* (1917-1950 гг.), М.: Наука, 1978 (V.P. チャチェンコ『ソ連邦の財政史』1978年)を参照。
- 21) ソ連の経済学では、商品の販売を表すために、しばしば「実現」若しくは「現金化」という意味を持っている単語(реализация)が用いられている。これはマルクス経済学から来た用語だと思われる。後で見るように価格形成を通ずる剰余価値の再分配において、剰余価値の実現が重要な役割を果たしている。
- 22) 他の2つの方式としては、小売価格(商業費を差引く)に対する税率課税(価格表が定められていない商品及び共同組合の商品に適用)と商品一単位当たり定額課税方式(石油1トン당りなどに適用)があった。
- 23) *Финансы СССР*. Под ред. И.Д. Злобина. М.: Финансы, 1967, с. 197 (『ソ連の財政』1967年, 197頁)。
- 24) ソ連取引税の間接税との類似性を提示する研究者の中には、Hubbard, L.E., *Soviet Money and Finance*, L., 1936, Holzman, F.D., *Soviet Taxation: The Fiscal and Monetary Problems of a Planned Economy*, Harvard University Press, 1955などがある。
- 25) 利潤控除額は、計画利潤に基づいて計算されていたため、利潤控除の税率は一律ではなかった。企業とその企業のために計画・指示された計画利潤によって、利潤控除額(したがって、その税率も)は異なっていた。よって、全ての企業の利潤総額における利潤控除の割合というのはマクロ的な指数であって、利潤控除導入時、その割合は70%であり、その後改革に伴い、1958-1967年の10年間で80%まで引上げられた(前掲, *Финансы СССР*. Под ред. И.Д. Злобина. М., 1967, с. 213)。
- 26) ここで言われる経済に対する金融というのは、主に資

- 本投資を目的として国営企業に対して無償で提供される資金のことである。戦前・戦時のソ連では、経済全体に対する投資総額において、このように予算から無償で提供された資金は圧倒的な割合を占めていた。その後、1950年代の改革による財政制度の地方分権化・国営企業の留保資金（分散資金）の増加・国営企業の採算性の強化に伴い、本来の意味の金融（資本主義における金融と同様なもの）の役割が増大していったのである。なお、ソ連の国営企業財政制度に関する日本の研究もある（佐藤博『ソビエト財政論』未来社、1965年、139-147頁を参照）。
- 27) 取引税に対する新しい見解を提示したソ連研究の中で、Смирнов А. *Экономическое содержание налога с оборота*, М., 1963（スミルノフ『取引税の経済的内容』）の研究と『財政・金融』という雑誌での論争が挙げられる。また、日本でソ連取引税の詳細の紹介と理論的な分析を行った佐藤博『ソビエト財政論』、1965年；二瓶剛男『ソビエト社会主義蓄積機構における取引税の役割』『経済学論集』第36巻3号（1970年10月）などの研究がある。
- 28) 二瓶剛男はカザフスタン共和国（ソ連全体に関する資料を入手し得なかったため）を例にとって、産業部門別取引税の資料を分析した。これにより、第二部門の工業、つまり繊維を中心とする軽工業とアルコール飲料・穀物製品を中心とする食品工業が取引税収入全体の約7-8割を占めていたことが分かった。これに対し、第一部門の割合は10%前後にすぎなかった（前掲、二瓶剛男『ソビエト社会主義蓄積機構における取引税の役割』『経済学論集』第36巻3号、1970年10月）。また、他の資料によると、1965年には、ソ連全体の取引税収入における第一部門と第二部門の割合は、それぞれ20%と80%であった（*Финансы СССР*. Под ред. И.Д. Злобина. М.: Финансы, 1967, с. 188）。
- 29) この背景には、1930年税制改革によって、数多くの消費税が営業税と共に一つの取引税に統一されたという歴史的な過程があったと二瓶剛男は考えていた。その結果、取引税はそれ自身、企業の剰余価値（ m ）からの直接控除として本質を有するものとなったにも関わらず、消費税から受け継いだ形態的特徴として第二部門製品に課せられるという形をとったのである。
- 30) 前掲、二瓶剛男『ソビエト社会主義蓄積機構における取引税の役割』『経済学論集』第36巻3号（1970年10月）、43頁。
- 31) 二瓶剛男は、この議論を発展させて、取引を通ずる生産物剰余価値 m の再分配には工業だけでなく、コルホーズ農業も関わっていたと指摘している。その過程は農産物国家買付け（調達価格）の機構と国家調達機関からの取引税によって行われていた。
- 32) 馬場税制改革の立案過程については、神野直彦『馬場税制改革案』『証券経済』第127-128号、1979年を参照。
- 33) この日満財政経済研究会を主宰したのは、革命当時ロシアに留学していたソ連専門家の宮崎正義である。革命後ソ連が直面していた問題、つまり基礎資材産業の急速な拡大、戦時には軍事力の拡大は日本の課題と同一のものであったので、ソ連の財政経済メカニズムはこの研究

- 会における調査の主な対象となった。また5カ年計画を提案した石原構想に対してはソ連制度の影響が強かったという考え方がある（中村隆英・原朗『経済新体制』日本政治学会編『近衛新体制の研究』、1972年、岡崎哲二『戦時計画経済と企業』東京大学社会学研究所編『現代日本社会 4 歴史的な前提』、東京大学出版会、1991年などを参照）。
- 34) 中村隆英・原朗『経済新体制』日本政治学会編『近衛新体制の研究』、1972年、77頁。
- 35) 戦時日本の統制制度の整備過程については、原朗『戦時経済統制の開始』『岩波講座 日本史 現代7』1977年、中村隆英『昭和経済史』、岩波セミナーブックス17、1995年、中村隆英・原朗『解説』『現代史資料 国家総動員(1)経済』、みすず書房、1969年などを参照。
- 36) しかし、この計画相互間の有機的な関連は乏しく、その中軸となる物動計画は外貨枠の割当を基準に編成され、貿易見通しが狂う度に改訂を余儀なくされていたという指摘もある（原朗『戦時経済統制の開始』『岩波講座 日本史 近代7』、1977年、229頁）。
- 37) 前掲、中村隆英・原朗『経済新体制』、1972年、77頁。
- 38) その中で、財政金融政策の「計画化」と「一元化」の必要性を強調した「財政金融基本方策要綱」が特に重要である。それは、財政資金と金融資金を一本の資金総合計画に接合、さらにそれを物動計画に結びつけようとするものであった。この発想はソ連で採用されていた総合財政バランス（сводный финансовый баланс）に類似していたが、大蔵省と企画院の対立の結果、実際に実現されることはなかった。企画院の「要綱」の作成過程、予算編成過程への関与をめぐる大蔵省と企画院の対立については、大島通義・井手英策『中央銀行と財政統制—1930年代初頭—戦時期の日本とドイツについて(下)—』『三田学会雑誌』第95巻2号、2002年で詳しく紹介されている。
- 39) 前掲、中村隆英・原朗『経済新体制』、1972年、77頁。
- 40) 同上、88-89頁。
- 41) 同上、89-90頁。
- 42) 同上、101頁。
- 43) 同上。
- 44) 前掲、岡崎哲二『戦時計画経済と価格統制』、1987年を参照。
- 45) 『美濃部洋次文書 Ad:21:7』。
- 46) 『購買力規制ノ強化ニ関スル件（案）昭和16年7月』『美濃部洋次文書 G:40:45』。
- 47) 『物品税法 昭和15年3月29日法律第40号』『昭和財政史 V 租税』1957年、866-875頁。
- 48) ディンケビッチは、戦時日本の財政の研究において戦争のための国家経費において財政的経費と物的経費とを区別している。このような国家による民間企業の生産への直接介入・管理などの物質的な統制によって物的戦費調達が容易になったが、それを財政的手段と切り離して考える必要がある（Динкевич А.И. *Военные финансы Японии* (1937-1945), М., 1958. [A.I. ディンケビッチ『日本の戦時財政（1937-45年）』1958年]）。また、昭和16年から統制の物質的な側面を強調しはじめた企画院の「総合戦力増強緊急対策要綱（第一次案）」で

- は、「企業が利潤ノ追及ヲ以テ目的トスルコト旧来ト其ノ根本ニ於テ変更ナシ」ということが認められ、飛行機製造、自動車製造、兵器製造などの産業について「生産ト経済ノ分離」を徹底するための国家による生産管理の必要性が指摘された。つまり、企画院の政策の重点は「所有ト経営ノ分離」から、「生産ト経済ノ分離」に移ったが、「資本ニ対シ適正ナル利潤ヲ国家ニ於テ保証ス」ることになった(『美濃部洋次文書 Ca:18:8』)。
- 49) 「企業ノ国家的性格明確化ニ関スル件(案)18.10.09」『美濃部洋次文書 Ac:17:5』。
- 50) 大蔵省財政史室編『昭和財政史 V 租税』, 1957年, 276頁。
- 51) これら軍直営工場の支出もわずかの人件費を除き大部分は原料材料代としてあるいは下請製品代として民間軍需企業に支払われた(『昭和財政史 IV 臨時軍事費』, 1955年, 248頁)。
- 52) 前掲, 『昭和財政史 IV 臨時軍事費』, 1955年, 248頁。
- 53) 林榮夫『戦後日本の租税構造—税制批判の経済理論—』, 有斐閣, 1968年, 19-20頁, 前掲, 岡崎哲二『戦時計画経済と企業』, 1991年などを参照。
- 54) 前掲, 林榮夫『戦後日本の租税構造—税制批判の経済理論—』, 1968年, 18-20頁。
- 55) このような公定価格制度の下における個別的消費税の意義を強調したのは、神野直彦「租税政策と経済統制—太平洋戦争期の租税政策—(1), (2)」大阪市立大学『経済学雑誌』第 84-85巻, 1983年である。
- 56) 「経済新体制確立要綱」を「妥協の産物」として名付けたのは中村隆英である(前掲, 中村隆英『昭和経済史』, 114頁)が、それによって発足した統制会については次のことが言える。確かに、その統制会はソ連の Gosplan (上層) と企業 (下層) の間にあった産業合同体 (промышленные объединения) と類似しているが、それは形式的な類似性に過ぎないということである。実質的には、各企業に対する利潤控除と取引税の税率を定め、実際にその徴収を行っていたソ連の産業合同体と違い、日本の統制会はこのような財政的な役割を与えられなかった。それによって、後述するように、国家資金調
- 達は全く違うルートを通して行われたわけである。(統制会の具体的な役割について、「総合戦力増強緊急対策要綱 (第一次案)」『美濃部洋次文書 Ca:18:8』を参照)。
- 57) 金融統制は本格的に昭和12年、「臨時資金調整法」の成立から始まり、それによって資金使途に応じて甲乙丙の優先順位が決められ、「甲」にあたる軍需産業にもっとも関わりのある企業に対しての融資が最優先となった。また、昭和13年に起債市場が再開されたが、事実上、起債の条件、時期、発行額などが日本銀行、大蔵省、日本興業銀行によって統制されることになった。さらに、同年12月には、「起債計画協議会」が設けられ、発行から消化まで統制と計画の対象となった。しかし、「利潤統制」を巡る論争の結果、金融統制において大きな転換を見ることができる。昭和14年度資金統制計画では、「各種産業会社に於ても成るべく国債投資を為すやう誘導すること」の必要性が指摘されていたが、昭和15年度資金統制計画における企業利潤に関する規定は次の様な形になった。「各種事業会社をして努めて資金使用を能率的ならしめ依つて生じる余裕資金を以て国債を保有せしむる如く措置すること。」「国債投資」は余裕資金による「国債保有」になり、「誘導する」という表現は「せしめる」に変化する、というような企画院のスタンスの変化は企業利潤の動員が不可能になったことを反映したと言える(前掲, 中村隆英・原朗編『現代史資料 国家総動員(1)経済』, 1969年, 437-441頁および527-531頁)。
- 58) 戦時の金融統制および国家資金計画については、前掲, 中村隆英・原朗編『現代史資料 国家総動員(1)経済』1969年のほか、日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和編第27巻—第34巻 戦時金融関係資料』1970-1973年、伊牟田敏充『戦時体制下の金融構造』日本評論社1991年、大島通義・井手英策 [2002], 「中央銀行と財政統制—1930年代初頭～戦時期の日本とドイツについて—(下)」『三田学会雑誌』第95巻2号を参照。

(東京大学大学院経済学研究科博士課程)